

小松市立東陵小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法より）

(2) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点をもち、全教職員が一体となった継続的な取り組みを行っていくことが重要である。このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育てていくことが必要である。そして、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ問題対策チーム

- 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー、心の相談員、いじめ対応アドバイザーでいじめ防止等の対策チームを設置する。尚、個別案件対応班は、「いじめ問題対策チーム」のメンバーに、学級担任など当該児童の指導に関わる教職員を加えて編成する。
- 当該チームは、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には、当該チームを召集し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 学校基本方針の策定や見直し、いじめの取り組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、必要に応じた計画の見直しなど検証を行う。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

- 毎月の職員会議後に、全教職員で気になる児童や配慮を要する児童、学級の様子について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取り組み

(1) 校内研修の実施

○いじめ対応アドバイザーを招へいし、校内研修会を実施する（年2回）。全校のいじめの実態把握をはじめ、いじめの事案をもとに対策や対応を検討する等、教職員のいじめへの対応力向上につなげる内容で行う。

(2) 学級経営の充実

○普段の児童の様子を見守り、よりよい学級経営に努める。

○お互いが認め合う温かい人間関係を作れるように、様々な手立てを実行する。

(3) わかる授業作り

○生徒指導の3機能（自己決定・自己存在感・共感的人間関係）を生かした授業づくりに努め、児童が安心感を持って学習に臨めるようにする。

○わかる・できる授業の実践に努め、児童一人ひとりが成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(4) 学習規律の徹底

○「東陵っ子のきまり4カ条」に定められた、「学習の準備」「ベルスタート」「授業に集中する」「あいさつ」の項目を習慣づける。

○日々の授業の中で、当たり前前に発言したり聴いたりする姿勢を育てていく。

(5) 道徳教育の充実

○全教育活動と連動した道徳教育を推進し、夢や希望を持って努力し、意欲を持って学び続ける児童を育成する。

○道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高めるとともに、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(6) 縦割り活動の実施

○児童会の年間計画をもとに、様々な活動を縦割りで行っていく。その中で、協力したり思い合ったりすることを学習し、人とよりよく関わり合う力を身につけさせる。

○6年生が入学したばかりの1年生のお世話をする「なかよし当番」をはじめ、兄弟学年による学習交流を行い、上級生のリーダーシップの育成にもつなげる。

(7) 相談体制の整備

○「いじめアンケート」（6月・11月・2月）後に、学級担任による面談を行い、児童一人ひとりの実態把握および理解に努める。

○週2回の心の相談員と、週1回のスクールカウンセラーの来校を有効に活用できるようにする。気になる児童の情報を相談員にも伝え、必要なときには、相談室での相談も行えるようにする。また、「心のポスト」を設置し、児童からの不安や悩みを相談できる体制を整える。

(8) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

○各学級で情報モラル教育を行い、注意喚起をする。

○学級懇談会等を通して、保護者にインターネットの危険性などを呼びかけるとともに、児童の現状把握に努める。

(9) 学校相互間の連携協力体制の整備

○小中連携の会、小保連絡会を通して、情報交換や交流学习を行う。

4 いじめ早期発見のための取り組み

- (1) いじめアンケートの実施（6月・11月・2月）
 - 「いじめアンケート」を実施し、その結果をもとに、いじめの現状把握をし、面談を通していじめの早期発見・児童理解に努める。
- (2) 心のポストの設置
 - 「心のポスト」を設置し、児童からの不安や悩みを相談できる体制を整える。
- (3) 保護者や地域、関係機関との連携
 - 日頃から、保護者や地域との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。必要に応じて、中学校や発達支援センター等の関係諸機関と連携して課題解決に努める。
- (4) ノート・日記指導
 - 児童のノートや日記などから、児童の悩みや交友関係などを把握するように努める。

5 いじめに対する早期対応・発見したいじめに対する処置

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめ問題対策チームで協議会を開き、実態把握、対応を協議する。
- (3) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の処置を講ずる。
- (4) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な処置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
 - ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合
（「いじめ防止対策推進法」より）
- (2) 重大事態への対処
 - 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
 - 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に図る。
 - 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対処、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。